

昭島市障害者プランに関するパブリックコメントの回答(案)について 資料2-2

No	該当頁	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
1	62	相談支援体制と情報提供の充実	基礎調査で、困った時に相談できる人や場所として相談支援事業所と回答した人は、全体で6.7%と低く、認知状況も不十分である。事業所の情報を定期的に市報に掲載するなどの情報提供が必要と考える。	1件	地域支援協議会が作成した相談支援事業所マップの活用を図る中で、ホームページ等による周知・啓発に努めてまいります。
2	62	相談支援体制と情報提供の充実	福祉サービスの提供に際して、ワンストップの窓口となる基幹相談支援センターの設置は非常に重要なものであり、計画に明示されたことはとても良いことであると考えている。地域生活支援拠点の整備の上でも要となる事業であるため、市がしっかりと主導する形での計画実施を期待している。	1件	基幹相談支援センターは総合的・専門的相談窓口として重要性は認識しており、地域生活支援拠点等の必要な機能としても位置付けられていることから、市が主導して具体的に設置に向けた検討をしてまいります。
3	62	相談支援体制と情報提供の充実	基幹相談支援センター・委託事業・計画相談の三層構造が明確になるよう、予算をつけて委託事業所を増やし、一般相談を充実してほしい。 計画相談は現在の報酬単価では常勤を雇用する人件費も出せず法人として運営していけない。東京都や国に対して、市としての要望を出してほしい。	2件	相談事業のあり方については、基幹相談支援センターの検討を進める中で、総合的に検討してまいります。 国や東京都に対して計画相談報酬単価について要望の提出は考えておりません。
4	62	相談支援体制と情報提供の充実	市民アンケートからは相談窓口の充実への希望が多く出されています。計画では基幹相談支援センターの確保が示されています。市民にとっての相談窓口は相談しやすく、しかもワンストップ機能が求められると考えます。協議会は市内における相談支援体制の現状と課題、そして基幹相談支援センターの設置に向けたプロセスをどのようにお考えでしょうか。	1件	現状と課題については、障害者プランの記載のとおりであります。 基幹相談支援センターの設置に向けたプロセスは、地域支援協議会における検討を踏まえ、市や事業者と連携し、計画的な対応を図る必要があると認識をしております。
5	62	相談支援体制と情報提供の充実	プラン素案では、「障害のある方が気軽に相談ができる支援体制や福祉サービスに関する情報提供が充実していることが重要」とあります。しかしながら市民アンケート結果からも相談場所の周知が進んでいない現状があります。市民が気軽に相談できるようにするため、どのような方法をお考えですか。	1件	窓口等で地域支援協議会が作成した相談支援事業所マップの活用をしながら周知等に努めるとともに、引き続き、効果的な周知方法について検討してまいります。
6	64	相談支援体制と情報提供の充実	「基幹相談支援センターの設置について検討を行います」となっているが、第6期計画期間内に設置を行うとしてほしい。あわせて基幹相談支援センターを含めた市内相談支援体制全体の充実を図っていただきたい。	4件	基幹相談支援センターの設置については、地域生活支援拠点等の整備の目標設定の中で記載しているとおり、全体的な整備の中で実施する事業者、実施場所の確保などを検討いたしますので、現時点では具体的な設置時期を位置づけることには困難性があります。 今後の相談支援体制につきましては、基幹相談支援センターの検討に合わせ、総合的な検討を進めてまいります。
7	65	相談支援体制と情報提供の充実	障害に関する理解を広げることが、安心して暮らせるまちにつながる。さまざまな方法や機会を活用して実施できるとりくみをより拡充してほしい	1件	いただいたご意見を踏まえて、機会をとらえて障害に対する理解の拡充について努めてまいります。

8	65	相談支援体制と情報提供の充実	基礎調査では、「障害に対する理解の不足」や「飲食店や商業施設」での差別が多くあげられている。障害によって、キャッシュレスやセルフレジの導入への対応が難しいケースもあり、商業施設等を運営する企業等へ、障害理解ができる人員の配置等を啓発する必要があるのではないかな。	1件	貴重なご意見として、庁内の関係部署や関係団体等と共有させていただきます。
9	66	権利擁護の推進	素案では障害者差別解消に関する体制整備として協議会運営が提案されています。障害者差別の事例を解消に向けた対応として、市としてはどのように進めていくのか、その具体的な方法についてお聞きします。差別事例の受付は表面化しない事例も多く存在すると考えます。そのため情報収集の体制整備も必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。	1件	障害者差別の事例については、ご意見のとおり表面化しない事例も多く存在しておりますので、協議会と連携して情報の収集体制の充実について検討してまいります。
10	79	暮らしを支えるサービスの充実	移動支援従事者養成研修の実施について、全体のヘルパー不足をまず課題とし、訪問系障害サービスの人材確保の施策として盛り込むべきではないか。その上で特に週末・休日にニーズが集中しやすいガイドヘルパーの養成とする必要がある。	1件	移動支援従事者養成研修については、ガイドヘルパー不足の解消の一つとして位置づけており、人数を増やすことにより、土日のガイドヘルパー不足の解消の一つにもなると考えております。ご意見の全体のヘルパー不足についての課題も認識しておりますので今後検討してまいります。
11	67	権利擁護の推進	番号22.「市職員に対する障害者理解の周知・啓発」について、市職員の研修に関しては、差別解消協議会や障害当事者部会と連携し共有化を図り、昭島市内の事業所向けにも啓発事業として行ってほしい。	1件	頂いたご意見を踏まえ、差別解消地域支援協議会等と連携した取組の推進を検討してまいります。
12	67	権利擁護の推進	No24「差別解消相談窓口の開設」について、公平性の担保と、差別問題に関する知見者の配置を明記するべき。	1件	差別解消相談窓口の開設等については、第6期計画期間の中で検討すべき課題として受け止めております。現時点では具体的な人的配置の記載には困難性があります。
13	67	権利擁護の推進	No24「差別解消相談窓口の開設」により、障害についての理解啓発等も取り組んでほしい。	1件	差別解消相談窓口の開設については、第6期計画期間中に障害についての理解啓発等も含めて検討してまいります。
14	68	保健・医療サービスの充実	3保健・医療サービスの充実について、コロナ禍でも、安心して受診できる医療体制と、コロナ感染時の医療にかかるルートを確保してほしい。 また、在宅で家族がコロナに感染した場合に緊急一時的に宿泊施設で受け入れができる場所を、昭島市内に作れるよう、在宅要介護者受入体制整備事業の実施を早急に進めてほしい。その際、グループホームを利用する人も同じように緊急一時的に受け入れられるようにして、グループホームの利用者が安心して生活できる場を確保してほしい。	1件	いただいたご意見については、現時点では、計画に反映はできませんが、コロナ禍での医療体制やコロナ感染時のルートの確保及び在宅要介護者の受入体制整備事業については、関係機関と引き続き検討させていただきます。

15	68	保健・医療サービスの充実	障害のある方が地域で安心して暮らすために、身近な場所での適切な医療サービスを受けられることとあり、医療機関との連携が示されています。他市の医療機関を利用されている方も多くいる中、多くの医療機関との連携という視点から、どのような方法を検討されているのでしょうか。	1件	市では、障害の状況により、保健師等が通院同行及び病院でのカンファレンスの参加等をする中で個々のケースに応じて病院との支援体制を図っております。
16	70	障害のある子どもへの支援の充実	障害児の教育支援について、現在は就学前の相談により、支援級、支援校、普通級への振り分けが行われています。支援級、支援校に振り分けられた子どもたちの進路について記載はないが、調査されているのでしょうか。 インクルーシブ教育・保育が謳われているが、支援級に在籍している子どもが、中学から、又は高校から普通級に進学することはあるのでしょうか。療育の過程で健常児といわれる子どもと、同等の生活スタイルが身につく、普通級から高校進学を目指したいと言う子どもたちの声をきくことがあります。お兄さん、お姉さんの行っている学校に行きたいという、普通の願いに応えられているのでしょうか。 障害児といわれる子、特にボーダーラインにいるため、6才で判断され、生涯ハンデを背負っていくことのないよう、幅広い進路の確保について、計画の中でしっかりと位置付けていただきたいと思います。支援級、支援校からの普通級への移動、高校受験を可能にする道を言明していただけますようお考え下さい。	1件	特別支援学級や特別支援学校に通っている児童・生徒の進路については、調査という方法ではございませんが、教育委員会として把握しております。また特別支援学級に在籍している児童・生徒が通常の学級に進学することもございます。進路については保護者の方のご意見も伺い、可能な限りご本人や保護者の方のご希望に沿った進路を考えております。 特別支援学級や特別支援学校から通常の学級への転学や高校受験も可能でございます。
17	72	障害のある子どもへの支援の充実	No43.「インクルーシブ教育・保育の推進」について、もっと具体的な施策を書くべきではないか。	1件	療育支援に関する様々な事業を通じ、インクルーシブ教育・保育の推進に努めるほか、更なる施策を検討してまいります。
18	72	障害のある子どもへの支援の充実	No44.「学齢期に向けての移行情報支援」について、インクルーシブ教育を第一に考えて事業を行うべきで、加筆を求める。	1件	移行情報支援は、障害のある子どもの特性などに関し、療育の事業所や学校と保護者との間で効率的かつ正確に情報を共有する制度としてシートを作成し、スムーズなやりとりを目指しております。インクルーシブ教育を念頭に置いたものではございませんが、例えば通常の学級に在籍している児童・生徒などにおいても、効果のある制度と考えております。
19	72	障害のある子どもへの支援の充実	No45.「放課後等デイサービス」について、インクルーシブな考えで、健常な子供たちが利用する学童保育等の利用も促進すべきと考える。	1件	貴重なご意見として、庁内の関係部署と共有させていただきます。

20	73	特別支援教育・インクルーシブ教育の推進	【施策の方向】において、「特別支援学校に在籍する全ての児童・生徒が、市内の小・中学校に副籍をもち～」とあるが、まず市内の小・中学校に原籍を定めたうえで、特別支援教育学校・学級を副籍とすることが望ましいと考える。 (No51.「居住地交流・交流及び共同学習の推進」、No52.「副籍制度の啓発・推進」についても同様)	1件	副籍制度については、東京都教育委員会の副籍制度の考え方にに基づき定めております。したがって特別支援学級・特別支援学校を原籍とし、市内の小中学校を副籍とする考え方については、変更する予定はございません。
21	75	特別支援教育・インクルーシブ教育の推進	番号52 事業名「副籍制度の啓発・推進」について、計画の基本理念「ともに支え合い、地域で安心して暮らせる、あきしま」を実現させる為に、副籍制度はとても重要な事業だと考えます。日頃他市の特別支援学校に通う子ども達が本来の地域の学校の子供達と交流し、顔の見える関係を作ることには地域で安心して暮らせることにつながり、地域での障害理解にもつながると考えます。アンケート結果からも多くの方が障害に対する理解を求めている、副籍制度をより推進させる為により具体的な内容の明記をお願い致します。	1件	副籍制度の啓発・推進の事業についての事業内容の詳細について計画には記載しておりませんが、庁内の関係部署と頂いたご意見を共有させていただきます。
22	76	暮らしを支えるサービスの充実	(1) 訪問系サービスの提供【施策の方向】で、サービスの体験利用等を含めて、家庭環境の変化に対して対応が準備されていくことが望ましいので、施策に記載してほしい。	1件	ご意見の家庭環境の変化に対しての部分については、施策の方向の中のライフステージに応じたニーズを的確に把握する中で含まれていると認識しています。サービスの体験利用については、貴重なご意見として今後の施策の参考とさせていただきます。
23	78	暮らしを支えるサービスの充実	(2) 日中活動系サービスの提供【施策の方針】で、「市内の生活介護施設が不足している状況を踏まえ、市有地等に整備することについて検討を行います」については、具体的に進めていただきたい。	1件	地域生活支援拠点等の整備と併せて具体的に検討してまいります。
24	76 78	暮らしを支えるサービスの充実	(1) 訪問系サービスの提供で、「医療的ケアを必要とする方に対して、教育・保育の場面や必要な支援が行われるよう、体制整備に努める」とあるが、「生活介護」でも医療的ケアが必要な方へのサービスの不足が課題として続いている。生活介護事業所は医療的なケアや行動障害への対応と、幅広い支援課題に取り組まれている。アンケート調査からも、各法人が職員の方の確保と困難事例への対応を課題と感じている。そのような状況を考慮し、施設のハード面と併せて、ソフト面についても市としてのバックアップや対応が必要であり、(2) 日中活動系サービスの提供にも、その旨を明記していただきたい。	1件	いただいたご意見は計画には直接反映できませんが、貴重なご意見として、今後の施策の参考とさせていただきます。

25	78	暮らしを支えるサービスの充実	ガイドヘルパーの養成研修は市の主催として行うのでしょうか。また、人材の確保については、報酬の改善についても検討の必要があると考えます。	1件	移動支援従事者養成研修につきましては、市が主催となって開催しております。また、移動支援の単価改定を令和2年度に実施しておりますが、今後も改善に向けて検討してまいります。
26	78	暮らしを支えるサービスの充実	地域活動支援センターⅠ型が市内に一つしかないという現状のなかで、アンケート調査から、日中活動の場所を必要としている方が多い結果となっており、多様なニーズに応えるためにも、地域活動支援センターを市内に複数配置することが必要と考えます。	1件	地域活動支援センターの必要性については認識しておりますが、事業の財源や実施する事業者、実施場所の確保など、多くの課題があり、第6期計画期間において、複数配置をしていくことは困難性があります。
27	79	暮らしを支えるサービスの充実	No64.「短期入所」について、市内に1床しかなく、圧倒的に足りない状態が長く続いている。これまでも長年課題としてきており、「検討します」ではなく、具体的な内容を記載してほしい。	1件	短期入所について、地域生活支援拠点等の整備の中で検討してまいりますので、現時点では具体的な内容の記載には困難性があります。
28	79	暮らしを支えるサービスの充実	介護福祉課と連携した「介護職員初任者研修の実施」を要望する。 No66.「移動支援従事者養成研修の実施」の内容に「ヘルパー不足の解消に向けて、引き続きガイドヘルパーを養成する研修を実施する」とあり、ガイドヘルパー養成研修は今後にも必要と思うが、ガイドヘルパーだけでなく、居宅に入るヘルパーが不足していて、精神障害・知的障害・身体障害のある方の家事援助・身体介護を行うヘルパーがいなくて利用者がたいへん困っている。相談支援がヘルパー事業所に依頼してもヘルパー不足と断られ、ヘルパー事業所は依頼に応じて派遣したくてもヘルパーがいらないため断らざるを得ない状況で、一番困るのは利用者である。ヘルパーは高齢者も障害者も「介護職員初任者研修」の資格がないとヘルパーとして働けないため、是非介護福祉課と連携して「介護職員初任者研修」を実施してほしい。そのためには市の予算をつけて実施することが急務である。そうでないといつまでたってもヘルパー不足は解消しない。	2件	ご意見の趣旨は理解いたしますが、現時点では具体的な記載には困難性があります。今後の施策の参考とさせていただきます。
29	80	暮らしを支えるサービスの充実	精神障害のある方を対象としたグループホーム設置に向けて連携するとなっているが、知的障害のある方のグループホームも不足しているのではないかな。	1件	いただいたご意見を踏まえて、「精神障害のある方～」を「障害のある方～」に修正させていただきます。

30	80	暮らしを支えるサービスの充実	(3) 居住系サービスの提供【現状と課題】について、「グループホーム等の居住の場の整備を促進していく必要があります」とあるが、市内で事業をしている法人等が市内で設置できず市外で設置することが増えている。市内で設置できるよう市からの独自支援などは検討できないか。	1件	ご指摘の趣旨は理解いたしますが、取り組みには財源の確保が大きな課題となることから、今後の検討課題とさせていただきます。
31	80	暮らしを支えるサービスの充実	(3) 居住系サービスの提供【施策の方向】について、「介護者が高齢化した場合などに対応するグループホームが不足している状況を踏まえ、地域生活支援拠点等に必要とされる機能を担う中で～」とあるが、介護者の高齢化＝グループホームの利用はあまりにも短絡的で、在宅を前提とした福祉サービスの利用や、自立した生活環境の確保のための、地域生活支援拠点を利用した体験機会の確保と書き改めるべき。	1件	ご意見の趣旨は理解しておりますが、介護者の高齢化によるグループホームの利用も支援の在り方の一つであり、体験機会の確保については、地域生活支援拠点等の必要とされる機能の中に含まれているものと考えております。
32	82	経済的支援の実施	アンケート調査では、精神障害の方の経済的支援のニーズがとても高くなっている。心身障害者福祉手当は、東京都も市も精神障害のある方を対象としておらず、障害者年金が受給できず生活が困窮している方が多い。そこで心身障害者福祉手当支給事業に精神障害も対象にする改正を要望する。	1件	ご意見の趣旨は理解いたします。貴重なご意見として庁内で共有させていただきます。
33	83	雇用・就労の支援	【施策の方向】について、「就労移行支援事業所や就労継続支援事業所の通所者の・・・就労支援部会と連携して」とあるが、就労支援部会とどこが連携するのか、商工会などへの協力依頼はどこがするのか等、具体的に明記し、進められるようにしてほしい。商工会には支援事業所から会議参加の協力依頼をしたことがあるが、難しいと言われた経緯がある。市がつなぎ役となり、連携できるようにしてほしい。	1件	ご意見の趣旨は理解いたしますが、現状では計画に具体的に反映することには困難性があります。今後の検討課題とさせていただきます。
34	84	雇用・就労の支援	No87.「障害のある方の雇用促進」、No88.「障害のある方の職域の拡大」について、障害者の一般就労にとって大切な内容である。雇用促進、職域拡大に向けて産業活性課だけが担当するのではなく、障害福祉課も担当として、きちんと働きかけるようにしてほしい。	1件	ご意見の趣旨は理解いたします。貴重なご意見として庁内で共有させていただきます。
35	85	雇用・就労の支援	No95.「障害者就労施設等への物品等の優先調達の推進」について、昭島市内での取り組み内容のようだが、東京都の区市町村共同受注ネットワークの窓口を障害福祉課が担当し、市内だけでなく、他市からの共同受注の推進にも努めてほしい。	1件	共同受注ネットワークの窓口を市が行うにあたっては人材の面でも課題がありますが、各市の状況等も踏まえて引き続き検討させていただきます。

36	86	社会参加の促進	【施策の方向性】について、手話通訳者の養成を進める記載がされているが、市の窓口では手話通訳者が配置されておりません。サービス利用にとって欠かせない窓口での相談をより充実させるためにも必要な措置と考えます。	1件	ご意見の趣旨は理解いたします。引き続き検討課題とさせていただきます。
37	87	社会参加の促進	No105.「移動支援事業(地域生活支援事業)」について、「屋外での移動が困難な障害のある方を対象に、福祉サービスの利用あるいは社会参加へのきっかけとしても有効である、外出時の支援を行うガイドヘルパーの派遣を柔軟に行います」とあるが、「屋外での移動が困難な障害のある方を対象に、社会参加を促進するため外出時の支援を行うガイドヘルパーの派遣を柔軟に行います。」としてほしい。「福祉サービスの利用あるいは社会参加へのきっかけとしても有効である」は副次的効果として取り扱うか、もしくは削除を求める。 また、移動困難をADL(日常生活動作)としてではなく、IADL(手段的日常生活動作)として捉え全ての障害者を支給対象とすべきである。	1件	ご意見の趣旨に基づき、No105.「移動支援事業(地域生活支援事業)」について、「屋外での移動が困難な障害のある方を対象に、福祉サービスの利用あるいは社会参加へのきっかけとしても有効である、外出時の支援を行う～」の記載を「社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障害のある方を対象に、外出時の支援を行う～」のように記載いたします。また、全ての障害者の支給対象については計画に反映できませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。
38	87	社会参加の促進	ヘルパーの人材不足は深刻な状況で、現在の昭島市移動支援事業の報酬では事業所の運営も困難な状況です。障害のある方の自立をサポートするためにはヘルパーサービスは必要不可欠であり、ヘルパーの方が安心して仕事ができる報酬にしていきたい。	2件	移動支援の単価改定を令和2年度に実施しておりますが、今後も改善に向けて検討してまいります。
39	89	安全・安心体制の確保	災害発生時の安否確認や避難後の生活保障について、障害のある方を想定した配慮のある対策を講じてほしい。特に避難所運営や情報保障について具体的に考えてほしい。	1件	庁内の関係部署と情報共有した上で、検討を進めてまいります。
40	89	安全・安心体制の確保	今後も新型コロナウイルスの影響は当面続くと思われます。地域の安全確保の意味でも、今後起こりうる事態に備えて具体的な想定・対応計画を検討していただくことを事業内容に盛り込めないでしょうか。	4件	ご指摘の趣旨は理解いたしますが、具体的な記載には困難性があり、今後の検討課題とさせていただきます。

41	89	安全・安心体制の確保	避難行動要支援者へのとりくみとして、「支援体制を構築する」となっているが、名簿への登録などの支援も必要であると思う。日中活動事業所を利用している人は、平日の日中は不在のことも多いが、休日や平日の夕方から朝までは自宅にいる。その時の安全確保や避難支援についても地域で支援体制が必要である。本人が利用している事業所等とも連携し、個々の状況に合わせた取組を進めてほしい。	1件	ご意見の趣旨は理解いたします。今後の検討課題としてまいります。
42	89	安全・安心体制の確保	コロナ対策について、「家族が感染した場合の障害者の緊急一時的受け入れ先の対応」として、東京都の補助事業「在宅要介護者受入体制整備事業」を活用して、実施してほしい。 「訪問介護・訪問看護」について、濃厚接触者の自宅に行く場合にはヘルパーも看護師も大きなリスクを抱えることになる。元々ヘルパー不足のため、そこへいくヘルパーも限られてしまう。市役所職員・他のサービスの従業者等の対応を含めて検討し、再度東京都・昭島市介護福祉課と連携して現実的な事業として実施してほしい。	1件	ご指摘の趣旨は喫緊の課題として認識しております。障害福祉課を始め、庁内の関係部署と連携して検討させていただきます。
43	89	安全・安心体制の確保	(1) 安全・安心体制の確保【施策の方向】について、避難行動要支援者への取り組みについて、個別支援計画まで言及するべきではないか。	1件	昭島市避難支援プラン（全体計画）において、個別支援計画策定の検討に関して記載していることから、【施策の方向】に記載のある「～避難支援プラン（全体計画）に基づき、支援体制を構築する～」には、個別支援計画に関する内容を踏まえた記載になっているものと考えております。
44	90	安全・安心体制の確保	No113。「ヘルプカード・ヘルプマークの普及・啓発」について、この項目は日常の地域生活の中の活用なので「第1節 ともに支え合う共生のまち」の(1) 差別解消及び権利擁護の推進、に入れるべきで、緊急時、発災時の限定的な活用ではないはず	1件	ご指摘の内容を踏まえて、第1節2(1) 差別解消及び権利擁護の推進へ変更いたします。
45	90	安全・安心体制の確保	No116。「学校避難所支援体制の整備等」について、学校避難所を第一に記するのではなく、福祉避難所の整備と同時並行として取り扱うのが良いのではないかな。	1件	ご意見の趣旨を踏まえて、No116.「学校避難所支援体制の整備等」について、「～参画推進を図ります。また、学校避難所以外の～」の記載を、「～参画推進を図ります。あわせて学校避難所以外の～」のように修正いたします。

46	94	成果目標	目標値の考え方やそれを実行するための具体的な対応策が見えません。市としてどのような具体的な取り組みを考えているのか示していただけたいと思います。	1件	具体的な取り組みについては、「第5章 計画における施策の展開」で示すものとしております。
47	95	成果目標	「3. 地域生活支援拠点等の整備」については、4期計画から長年検討しており、想定していた土地利用が難しくなったことはあるが、求められる機能や不足する社会資源の状況は変わっていない。目標値設置の考え方「令和5年度中には～整備の方向性を決定する」とあるが、せめて1つの社会資源の設置を目標値にしてほしい。また、「面的整備で進める」との記載があるが、面的整備の具体的な内容を示し、かつ「具体的な取り組みまとめ」ではなく、実施する年度を記載してほしい。	2件	地域生活支援拠点等の整備について、現時点において具体的な施設や年度の記載には困難性があります。第6期計画期間において具体的な検討をさせていただきます。
48	109	計画の推進に向けて	計画の実施に向けて、市の担当課による調整やリーダーシップがなければ、市内の関係機関が適切に連携していくことは難しいと思われます。一事業者の立場では、事業所間連携を自主的に行うには限界があります。計画の実行に向けてより多様な関係機関を巻き込み、協力を要請することを中立的な立場で行うことができるのは行政だけです。各計画の実現に向けてぜひ主導的に取り組んでいただけることを切に願います。	1件	貴重なご意見として庁内で共有させていただきます。真摯に取り組んでまいります。
49	-		市内にショートステイが少なく、他市を利用せざるを得ない状況がある。また市内のグループホームの数もまだ充足していない。市内にグループホームやショートステイが作れるように、市有地の活用や補助金制度等の具体的な措置を計画に盛り込んでほしい。	1件	市内のショートステイ施設やグループホームが不足していることは十分に認識しておりますが、現状では計画（素案）に具体的に記載することには困難性があります。
50	-		本計画を多くの障害当事者が理解することが重要であり、情報提供の方法に工夫が求められます。障害に合わせた文書の作成や説明会の実施などどのようにお考えでしょうか。また、概要版のようにわかりやすい冊子も必要と考えますがいかがでしょうか。	1件	ご意見の趣旨は理解いたします。今後の検討課題としてまいります。